

一般社団法人 日本応用数学会 国際交流事業積立金 規則

平成 24 年 11 月 30 日 理事会 制定

平成 30 年 11 月 30 日 理事会 改正

第 1 条（目的）

この規則は、一般社団法人日本応用数学会（以下「本学会」という）の国際交流事業積立金（以下「本積立金」という）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

第 2 条（使途）

本積立金の使途は、以下の事業に限定する。

- （1）若手会員の国際的プレゼンスを支援する事業
- （2）本学会の国際関係の推進に関する事業
- （3）ICIAM2023 大会および関連行事の運営に関する事業
- （4）その他、国際交流に関する事業

第 3 条（構成）

本積立金の原資は、次の各号によるものとする。

- （1）本学会の会計の剰余金等、理事会において本積立金に繰り入れることを議決した財産
- （2）本積立金とすることを指定して寄附された財産

第 4 条（管理運用）

本積立金は、元本が回収できる見込みが高い方法で、指定積立金として管理する。

- 2 本積立金の運用益は、流動資産に繰り入れることができる。

第 5 条（充当）

本積立金は、理事会の審議に基づいて、計画的な取り崩しにより、事業の実施に充当するものとする。

- 2 前項の取り崩し額は、予算に計上しなければならない。

第 6 条（処分）

事業の実施上やむを得ない事由により、予算に計上した計画的な取り崩し額を超えて本積立金の全部または一部を処分しようとするときは、国際活動委員会及び理事会の双方の承認を得なければならない。

第7条（改廃）

この規則の改定および廃止は、理事会の承認を得なければならない。

附則（平成30年11月30日）

- 1 この改正は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正前の本規則によって、その他固定資産として管理されてきた本積立金を、平成30年度末をもって指定積立金に移し替える。（平成30年11月30日理事会承認）
- 3 この規則の制定から、この改正までの本積立金に関する記録。
 - （1）平成24年7月の一般社団法人への移行時に承継された本積立金は197,825円。
 - （2）平成25年度に、前年度に共催したVECPAR2012の残金914,801円を受け入れて本積立金に繰り入れた。また、平成26年度に、VECPAR2014に参加した学生2名の旅費補助として800,000円を取り崩した。（平成26・27各年度定時社員総会資料より）
 - （3）平成29年7月3日に森正武先生ご遺族から、本学会の国際活動の支援のためとして、147,299円のご寄附を受けた。この寄附金と、平成29年度の当期収支差額のうち100万円を、本積立金に繰り入れた。（平成30年3月28日理事会承認）